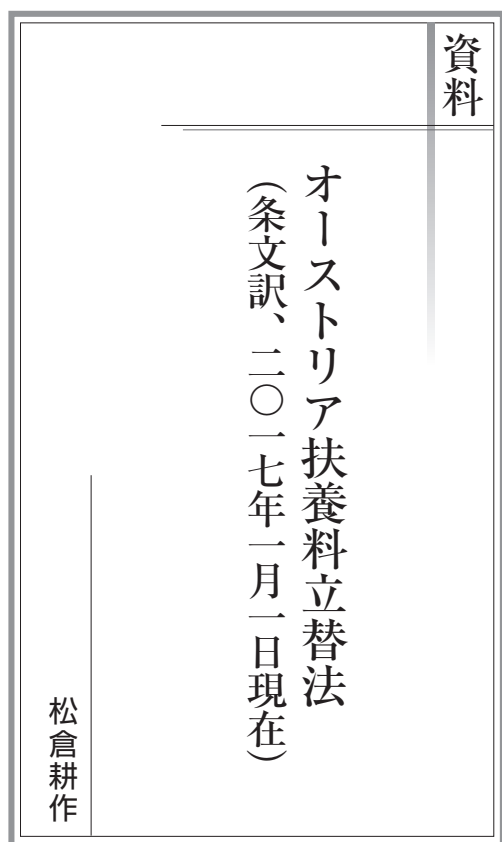




1 はしがき

民法の「子の扶養」の領域で最も重要な特別法が、『子の扶養のための立替金付与に関する連邦法』（当初の制定1976年は、制定）である。本法は、扶養法を支える特別法の一つである。一般法である、民法上の「子の扶養」については、別書、拙著『概説オーストリア親子法』（嵯峨野書院，2007頁以下，2003年）を著している。これにより、オーストリア親子法の全容を知ることができよう。

本稿は、前記の連邦法についての最新の条文（訳）を示すことを目的とする。同連邦法は、民法典中の親子法のなかでも親子間の扶養に係わる特別法にあたる。筆者がこれを紹介するのは、本連邦法それ自体についての比較法的な関心からではなく、民法の全体像を理解する手がかりとして、本法の条文と概要を知ること

的があるからである。

公表する意義をつけ加えれば、①後述する最初の条文訳を発表して36年を経過しており、その間の部分改正も9回に渡っている、②オーストリア扶養法を理解するためには、本連邦法の概要を知る必要がある、③わが国の生活保護法とは異なる解決方法を模索中であり、立替払いはその主たる一方法である、④この領域での比較法的紹介が絶無に近い、などをあげることができよう。上記の目的から、先年公表した同法の解説（後掲）の内容も、制度の枠組を知りうる程度にとどめている。

なお、当初制定の扶養立替法の条文訳は、下記の文献において、仮訳と解説を行っている。

拙稿「扶養立替金の付与に関するオーストリア新連邦法」南山法学8巻2号97頁－156頁，1984年，を参照。念のために記せば、筆者にとっての初出訳は、拙稿「オーストリアの後見法，夫婦財産法および扶養料立替法——テキスト仮訳と解説」南山法学6巻2号所収。扶養料立替法の条文訳は，108頁－119頁，1982年，でみることができる。

外国法の条文訳を行うさいの作業の簡略さからいえば，現状が解る現行法の状態を訳出する方が，遥かに簡単でもある。筆者は，その途を選ばず，今日の規定に至るまでの状況を理解できるようにする方法を採った。

対象となる「立替法」は，民法とくに親子法の改正に伴い，または社会事情に伴い，部分改正がなされている。筆者は，改正のつど，どのように規定が改められたのかを，知ろうとしたのである。折々の規定の変化を示すことも，一つの研究方法かと考えている。その方が，のちに同法に触れられる研究者に対して親切であり，かつ学問としての価値も増すのではないかと考えたからである。

ことにドイツ法研究者の誤解を薄めるために，書いておこう。

「立替法」について，研究状況は，次のような状況にある。①文献は，後掲するように，皆無に近い。②民法についての法令集においても，立替法は収録されていない。③たとえば

「民法典」であれば、少し高価な法令集であれば、当該条文が「○年法△号」に基づいて法改正がなされた旨が書かれている。ところが、②に述べたように、立替法は、民法の法令集にも収録されていなのであるから、法改正についての情報を得ることも困難である。本稿を著す動機も、このような出版・研究の状況が背景にあることを理解していただきたい。

参考のために記せば、1976年に当初の扶養立替法が制定されたあと2017年までの間に、下記のように9回の改正を経験している。1982年の前稿・拙稿では1980年改正までの条文を邦訳済みである。法改正の経過を、改正年度別に示しておこう。後述する条文訳では、いずれの法律に基づく改正かを示している。重ねていえば、そうすることが読者に親切かと考えたからである。

①「1980年法278号」による改正、1980年6月30日公布。改正多数である。上記の法律に基づく改正は、前回の条文訳で収録済みである。

①ー2 1985年11月6日法451号にて公示の同号に掲載される法Artikel VI によれば、「扶養立替法」が新たなタイトル「BG ueber die zugewahrung von Vorschuessen auf den Unterhalt von Kindern (Unterhaltsvorschussgesetz 1985——UVG)」で「再」公示された、と記されている。ただ、同公示でも、条文が添付されている。それゆえに、1985年以降には、元法律を示すさいに、「1985年扶養立替法」と表示されることも多い（なお、82年訳と、85年テキストを比較されたい）。

下記の改正による改正条文は、今回初めて邦訳する部分である。

②1991年法628号による改正、1991年12月6日公布。

③1997年法140号による改正、1997年12月29日公布。

④2000年法135号による改正、2000年12月29日公布。

⑤2001年法98号による改正、2001年8月7日公布。

⑥2003年法112号による改正、2002年12月12

日公布。

⑦2009年法75号による改正、2009年8月3日公布。

⑧2010年法58号による改正、2010年7月27日公布。

⑨2015年法156号による改正、2015年12月28日公布。

(a) 立法の目的

「75年11月4日附け政府提案理由」に基づき、結論のみを示せば下記のごとくである（zit. Strauß/Brosch § 13ff.; Ent/Hopf S.15ff.）。円満な人格の発展のためには、相応の資力を必要とする。ところが、未成年者は自からの力では自分の生活を保障できないのが通例である。扶養法の目的は子の扶養の保障を目的としており、本法との関係でいえば、扶養義務者が満足に子の扶養を履行しないさいには、有効な援助の手を差し伸べる必要がある。

子の扶養料立替は、婚姻同居中や別居中のみならず、離婚後、未婚出産後でも問題となる。ところが、①既存の制度では、子の扶養を維持することが不可能であり（たとえば、扶養義務違反に対して刑事罰を定める刑法198条も殆ど効果がない）。②母親によっては父の職場や滞在地を知らないことも少なくなく、③仮りに、これが知れていて、所定の手続をとっても、扶養義務者に扶養料の支払いをさせるのに時間がかかりすぎる（その余の点については、拙稿「連邦法」前掲の記述を参照）。

これら現実に直面して、国家として新制度の必要が認識され、扶養義務者に代わり扶養料を子に支払い、後日、扶養義務者から立替金を償還させるという、いわゆる立替法が案出された。世論もまた、そのようななんらかの制度の出現を望んでいて、その声が大きくなるばかりであったといわれる。

(b) 成立過程 前掲「連邦法」において、成立過程を素描しているので、繰り返さない。

(c) 主要参考文献 文献は、単行本を示すにとどめる（公表年代順）。

オーストリアの文献は，ドイツ法，フランス法の研究者が推測するより著しく少ない。特別法のそれになると，見つけることすら，困難を伴う。そのことを理解していただきたい。

①Wresounig, F., Das Unterhaltsvorschussgesetz und sonstige einschlagige Rechtsvorschriften. Eisenstadt, Prugg Verlag, 1976, 203S.

とくに101-21頁で書式書の見本が添えられる。また，78-92頁では，政府提案テキストや76年法テキストが並記されており，参考法令の収録（125-190頁）も，オーストリア法に余りなじみのない方々にとっては，貴重な資料かと思われる。

②Kohler, H./G. Frischengruber, Unterhaltsvorschussgesetz. 2. Aufl. Wien, Verlag der Oesterreichischen Staatsdruckerei, 1977, 104S. 他の文献と同様に，立法資料を知るうえで有益である。随所で施行後の裁判例が示され，さらに18種に及ぶ書式見本（80-104頁）が示されている。

③Strauß, H./O. Brosch, Unterhaltsvorschussgesetz. Juridica Kurzkommentare. Wien, Juridica-Verlag, 1980, 191S. 立法資料を知るうえで有益。非訟法ほか関連する15種の法律のテキスト（125-73頁）や書式見本（177-9頁）が付録として添付されている。

④Ent, H./G. Hopf, Unterhaltsvorschussgesetz. Wien, Manz.-Verlag, 1976, 100S.; ders., Unterhaltsvorschussgesetz. Ergänzungsband. Fassung 1. Juli 1980. Wien, Manz.-Verlag, 1980, 56S. 「76年法」を改正した「80年法第278号」による改正部分が太字で印刷されているので，改正部分を知るのに便宜である。

参考のために記せば，著作について，法令名，著者名をキーワードとして，ウイーンのマッツ・MANZ社のホームページから検索してみたが，すべてヒットしなかった。補訂版・改訂版が出版されていないのではないと思われる。このこともあり，本稿では，解説は施さず，条文訳のみを示すに留めている。

2 条文訳

対象とする法律は，「1976年5月20日付け，子

の扶養のための立替金の付与に関する連邦法」である。前述のように，1985年法と標記されることも少なくない。

適用範囲

第1条〔オーストリア。筆者による補足部分。以下も同様〕連邦は，未成年子の法律上の扶養のため，本法に従って立替金（Vorschusse）を付与しなければならない。

要件

第2条〔オーストリア〕国内に通常の滞在地を有し，かつオーストリア市民であるか，または無国籍である未成年子の子は，〔扶養〕立替金を求める請求権を有する。

子と共通の世帯で生活する者が，国内の公法上の団体に対する自己の職務上の義務を履行するにつき，外国に滞在地を有するときは，本法の執行にあたっては，子がその通常の滞在地を，監護裁判所（Pflegschaftsgericht）の管轄区域（Sprengel）内に有するものとみなすものとする。

（1）下記の場合には，子は〔扶養〕立替金を求める請求権を有しない。

1. 子が扶養債務者と共通の世帯で生活しているとき，

2. 青少年福祉助成（Jugendwohlfahrtspflege）によるまたは社会的救助（Sozialhilfe）による措置に基づいて，あるハイムでまたは養育親の下で，養育が開始されたとき。

〔1項の改正（後見官庁の語を削除）は2003年法による改正〕

第3条 下記の場合には，〔扶養〕立替金が付与されなければならない。

1. 法律上の扶養料請求につき，国内における執行力ある執行名義が存するとき，

2. 執行が可能となったあとで，扶養債務者が日常の扶養料の全部を給付せず，かつ子が下記の疎明をしたとき（11条2項），すなわち，強制執行法第294条aに基づく執行額を，または扶養債務者が明らかに給与債権を有しないことを，またはその他に継続的な収入求める債権を有しない場合において，強制執行令第372条を

考慮した動産物権への執行額を提示しなければならない；※扶養義務者が外国に居住し、かつ外国で執行されるべきときは、子は、〔下記の3つの場面に応じて〕以下のことを疎明しなければならない（11条2項）、すなわち、連邦官報1969年法316号および外国扶養法・連邦官報1990年法160号に基づいて外国での扶養請求権の主張についての協定による執行を求める申立てを、国内で処理する管轄権を有する官庁〔への提示〕のさいには比較しうる申立てを、または直接外国での執行措置が行われるべき旨の申立てを、〔各場面で〕行わなければならない。〔筆者註記。※の部分は、原文ではゼミコロンである〕

〔2号は、80年法、さらに1991年法による改正規定。新2号は、2009年法による改正規定〕

旧2号：賃金差押法6条3項に基づく、日常の扶養料を理由として執行された強制執行によっても、または扶養債務者が賃金差押法の意味での労働収入の受取人でないことが明らかであるかぎり、強制執行令の第372条による強制執行によっても、〔扶養〕立替金付与の申立てのなされるまえ、最後の6ヵ月内に履行期に達した扶養額にも満たないとき；（※）この場合には、扶養未払金は日常の扶養料に加算しなければならない。〔筆者註記。※の部分は、原文ではゼミコロンである〕

第4条 下記の場合にも、〔扶養〕立替金が付与されなければならない。

1. 第3条1号の要件を満たしているが、第3条2号に基づく強制執行を実行することが、とくに、国内において第三債務者、または換価により日常の扶養料を満たす収益（Ertrag）を期待できる〔ような〕財産〔の存在〕が知れないとの理由により、期待できないと思われるとき、

2. 扶養料の確定ができない場合、または第3条1号の意味での執行名義が発せられたときから数えて3年以上になる場合において、扶養料の増額が、扶養債務者側の理由により進捗しないとき、その他、扶養債務者の力では、扶養料の給付または増額せられた扶養料の給付を履行

することができないことが明らかであるとき、

3. 刑事裁判手続における命令（Anordnung）に基づいて、1ヵ月以上にわたり、扶養債務者が国内における自由を奪われていたため、扶養債務者がその扶養義務を履行することができないとき、

4. 子の出自が第一審裁判所で確定されたとき、さらに扶養料確定を求める申立てがすでに提起されていて、子の出自の確定と並んで裁判上の扶養料〔支払い〕の和解が成立しているとき。

〔80年法による改正規定、4号は2003年法による新設規定。5号は2009年法で削除された〕

〔立替金〕額

第6条（1）立替金は、本法に別段の定めのないかぎり、申し立てられた額内で、執行名義で確定されている扶養料まで付与することができる。〔2文は削除〕

（2）外国通貨〔で確定された扶養〕額は、内国通貨に換算する。（※）〔立替金付与〕許可に先行する仕事日における為替相場が規準となる。

〔筆者註記。※の部分は、原文ではドイツ語でいうゼミコロンである。以下同様〕

（3）雇用関係に基づく扶養債務者の収入の一部に、執行名義がかかわるときは、裁判所は、必要な場合には、労働収入に対する先行する強制執行に関する訴訟記録（Akte）に基づいて、〔扶養〕立替金の付与につき、いずれの金額を基礎とすべきかを決定しなければならない。

（4）第4条4号の場合において、立替金は、扶養料確定を求める申立てにおいて要求された額、または扶養料の和解で合意された額を、最大〔限度〕として、付与されなければならない。

〔2項でのシリングに換算してという表現は2001年法で削除。1項2文の削除は2003年法による。4項は2003年法により新設規定〕

参考：第6条（1）立替金〔額〕は、一切の事情を考慮して（vervielfacht mit dem jeweiligen Anpassungsfaktor）（一般社会保険法108条・109条）、一般社会保険法第293条1項cbb第一例に

よる年金受給資格を有する片親だけの子の受給月額を超えてはならない。

（2）第4条2号，3号および4号の場合には，第5条4項および7項〔の場合〕を除いて，子に月々第1項において確定された最高限〔の立替金〕を，切り上げたオイロ額をマル数にして付与しなければならない。

1. 〔子が〕満6歳に達する前月までは，〔1項による限定額の〕30分の5を，

2. 満6歳のときから満14歳に達する前月までは，〔1項による限定額の〕2分の1を，

3. 満14歳以降は，〔1項による限度額の〕60分の5を。

〔2項は80年法による改正，2項3号は新設規定。6条2項の引用条数は2003年法による改正規定。2項の引用項数や2項の割合は2009年法による改正〕

立替金〔付与〕の拒絶

第7条（1）下記の場合には，裁判所は，立替金の全部または一部〔の付与〕を拒絶することができる。

1. 第3条および第4条1号の場合において，執行名義において確定された扶養義務がもはや存在しないとの，または法律上の扶養義務とは相応しない著しい高い額が確定されていることが公的書類から認められるとき，

2. 第4条2号から4号までの場合において，子が固有の収入を有するか，または子の生活状況からみて自活能力ある（selbsterhaltungsfähig）とき。

（2）第3条および第4条1号，2号または4号に基づいて立替金を付与する旨の決定は，申立てに基づく自由剥奪が終了するときに，または裁判所がそれについて通知をうけた場合において，子がこの期間中いまだ未成年であるときは，付与の要件〔の存否〕を審査することなしに，職権により再びその有効〔性〕を決定しなければならない；※立替扶養料が付与される期間は，第4条3号による扶養料の付与継続中にのみ，〔期間を〕伸張することができる。

旧2項：第3条もしくは第4条1号，2号，また

は4号に基づいて，ある子に立替金が付与され，さらに第4条3号の意味での自由が扶養債務者から奪われているときは，それまで付与されていた立替金を拒絶することはできない（※）。ただし，6ヵ月を超える期間の間，上記の自由が扶養債務者から奪われているときは，この期間の経過後は，相応の申立がすでにそれ以前になされていないかぎり，それまで付与されていた立替金に代えて，職権により，第4条3号に従って立替金を付与することができる。

〔筆者註記。2か所の※の部分は，原文ではゼミコロンである〕

（3）扶養義務者の扶養義務が存続していることを理由として，立替金〔の付与〕を拒絶することはできない。

〔1項・2項は80年改正，3項は新設規定。7条1項1号・2号の引用条数は2003年法による改正規定。1項1号，および2項は2009年改正規定〕

〔立替〕開始時期と継続期間

第8条 立替金は，子が立替金〔の付与〕を申し立てた月から，〔立替金付与の〕要件が存続すると推測される期間中，ただし最大限5年間，〔子に〕付与することができる。第4条4号に基づく立替金は，〔婚外男性の〕出自を確定する手続が確定的に終結するまでにかぎり，子にこれを付与することができる。

〔第2文は，80年法による新設規定。出自確定手続の語句は2003年法による改正規定。5年に改めたのは2009年改正による〕

代理

第9条（1）子の扶養料請求の履行を主張する資格ある者は，法律上の扶養に基づいて，およびこれについての裁判上の手続において，立替金の付与の申立をなすさいにも，子を代理しなければならない。

（2）地区行政官庁（Bezirksverwaltungsbehörde）が官庁後見人（Amtsvormund）（青少年福祉法16条）として，または唯一の代理人（同法22条，民法198条3項）として，子を代理するのでないかぎり，地区行政官庁は，立替金が付与される旨の決定が地区行政官庁に送達されると同時に，扶養料請求を履行させるため，法律上当然

に、子の特別代理人となる。

(3) 立替金〔付与〕の廃止は、前項に基づく代理の終了事由とはならない。青少年福祉者が子の扶養請求権を実行するためには、当該事案の状況に従って〔子の福祉に〕役立たず、かつ第3条、第4条1号または4号による立替に基づく未払金も存在しない場合には、立替金付与については、第4条2号または3号に従ってのみ、青少年福祉者を罷免することができる。

旧3項；立替金〔付与〕の廃止は、前項に基づく代理の終了事由とはならない。第4条2号、3号または4号に基づく立替金付与の場合には、事件の状況から判断して、地区行政官庁が子の扶養料請求を履行させることにつきなんらの寄与もできないときは、地区行政官庁は、特別代理人を罷免しなければならない。

〔新3項2文は2009年法による改正規定。旧3項は、80年法による新設規定。1項・3項で代理人についての修正は2000年法による改正。3項の引用条数は2003年法による改正規定〕

管轄

第10条 立替金の付与については、監護裁判所が非訟手続でこれを決定しなければならない。

〔後見裁判所との語句の削除は2000年法による〕

特別な手続規定

第10条a 本連邦法による手続においては、費用補償は必要ではない。

〔見出しを含め2009年法により新設〕

第11条 (1) 立替金は、申立てがなされた場合にかぎり、これを付与することができる。

(2) 申立人が、立替金付与の要件〔の存在〕を、監護文書に基づいて、もしくは証明書またはその他の簡単な方法によって証明することができる場合には、上記要件〔の存在〕は、真実である旨の、代理人の意思表示によって、これを疎明することができる。代理人が真実に反する意思表示をしたときは、刑罰をうける。

〔後見との語句の削除は2000年法による〕

第12条 〔扶養料立替金付与の〕要件の存在についての疑いを明らかにすることができ、〔立

替金付与の〕手続の遅延〔するおそれ〕がない場合にかぎり、高等裁判所長官は、扶養債務者〔の意見〕を聴くことができる。

〔高裁長官との表現は2009年法による追加〕
許可

第13条 (1) 立替金〔の付与〕を許可する旨の決定においては、下記の事項が明記されなければならない。

1. 毎月の立替金額および立替金が付与される期間の決定；立替金の額が第6条2項に拠るときは、第6条2項に基づいて、そのつどの金額での月々の立替金を付与する〔ことも可能と〕決定することができる。

2. 立替金の受領権者、および場合によっては、子を世話ないし教育する者を明示〔すること〕、

3. 高等裁判所長官による立替金の支払いの指示、

4. 立替金の償還についての法律上の規則に相応した支払いを給付すべき旨の、扶養債務者への依頼をなすこと、

5. 第4条2号または3号に基づく立替金付与の場合を除いて、子の法定代理人たる地区行政官庁への、立替えられた扶養料の取立ての依頼、および払込まれていた場合には、毎月、高等裁判所長官へ移付すべき旨の依頼をなすこと、

6. 第24条に基づく総括料金を、14日以内に支払うべき旨の、扶養債務者への依頼をなすこと。

(2) その他、〔立替金付与許可〕決定において、第21条による報告義務および第22条による償還義務が明示されなければならない。立替金の額が第6条2項に拠る場合には、高等裁判所長官は、申立てがなくとも、立替金の額を、第6条1項に基づいた現実の基準および子の年齢に、適応させることもできる。

旧2項：その他、〔立替金付与許可〕決定において、第21条による報告義務および第22条による償還義務が明示されなければならない。

〔1項第4号・第5号は80年法による改正。1項5号の引用条数は2003年法による、1項1号の「；」、および2号、5号での4号規定引用の削除、

2項での2文の追加などの各規定は2009法による改正]

第14条 立替金を付与する旨の決定は，子（第9条1項）および地区行政官庁に送達しなければならない，さらに地区行政官庁が子を代理していないときは，扶養債務者，高等裁判所の長官，および立替金の受領権者，および場合によっては，子を世話・教育する人に送達しなければならない。

〔および…する人，まで2009年法により追加〕
不服申立て（Rechtsmittel）

第15条（1）立替金付与手続における決定に対して，利害関係人は，抗告（Rekurs）の申立てのみをなすことができる。連邦が抗告するさいは，高等裁判所の長官が連邦の抗告権を行使する。

（2）抗告〔の申立て〕にさいしては，子の扶養請求の根拠または額に関する事情を援用することはできない。（※）ただし，そのような事情が，第4条2号，3号または4号，もしくは第7条1項の要件事実となるときは，このかぎりではない。

〔筆者註記。※の部分は，原文ではカンマである〕

（3）〔最高裁判所への上告（Rekurs）は，これをなすことができない。〕

〔1項・2項は80年法による改正，3項は新設規定。3項は1997年法により削除。2項の引用条数は2003年法による改正規定〕

執行

第16条（1）立替金〔の付与〕を許可する旨の裁判所の決定は，ただちに執行しなければならない。

（2）〔前項の〕許可決定に対して抗告が提起された場合において，第一審裁判所または抗告裁判所は，提示された異議において，前記決定の正当性につき根拠ある疑念があるときは，許可決定の法的効力が生じるまでに，執行が中断される旨の決定をもって，遅滞なく命令しなければならない。この命令（Anordnung）に対しては，不服申立てをすることができない。

旧2項：許可決定に対して抗告がなされたと

きは，第一審裁判所または抗告裁判所は，提起された異議申立てが相当と考えるときは，決定の確定力（Rechtskraft）が生ずるまで執行を停止すべく，遅滞なく命じなければならない。

（3）〔執行の〕停止を命じた裁判所は，これについて高等裁判所長官に通知しなければならない。抗告裁判所が立替金付与を求める申立てを拒絶したときも，同様である。

〔2項1文は2009年法による規定。2項2文は2009年法より前に改正〕

第17条（1）高等裁判所の長官は，許可決定に基づいて，各月の最初の日に，予め立替金を支払わねばならない。

（2）〔子の〕法定代理人が子の福祉のために別段の申立てをなしていないかぎり，立替金は，子を監護し（pflegen）かつ教育する者に，支払わなければならない。

〔1項は，80年法による改正規定〕

立替金付与期間の伸長

第18条（1）下記の場合には，裁判所は，5年を超えて立替金を付与することができる。

1. 最終の立替金が支払われる月を経過したのち，遅くとも3ヵ月以内に，子が付与期間の伸長を申立てたとき，

2. 第3条2号の場合を除いて，立替金付与の要件がそのごも存在することにつき，なんらの疑惑が存在しないとき。

（2）日常の扶養料が，将来において任意支払いのまたは強制執行の方法で，扶養債務者が中断する危険があるときは，立替金の継続付与を拒絶しなければならない。

〔3年から5年への延長は2009年法による改正〕

立替金〔額〕の変更

第19条（1）扶養料が減額されるか，または立替金の全面拒絶を生ぜしめることなく第7条1項の事情（Fall）が生じたときは，裁判所は，申立てに基づきまたは職権で，立替金〔額〕を相応に減額しなければならない。減額は，必要な場合には遡及して，または減額事由の発生した翌月から，これを命じることができる。（※）さらに裁判所は，子の必要を考慮したうえで，必要な場合には割賦支払い〔の方法〕で，〔すで

に] 不当に立替えられた金銭の返還を、さらに将来弁済期に達する立替金〔の支払い停止〕を命ずることができる。

〔筆者註記。※の部分は、原文ではゼミコロンのみである〕

(2)〔必要な〕扶養料が増額したときは、裁判所は、職権によりまたは申立てに基づいて、〔立替金の〕付与または継続付与についての最終決定において定められた〔付与〕期間の終わるまでに、立替金を増額しなければならない。〔立替金の〕増額は、扶養料増加が効力を生ずる翌月から命じ、〔扶養料〕増加がその月の最初の日に生じたときはその月から、これを命令しなければならない。(※)

〔筆者註記。※の部分は、原文ではゼミコロンのみである〕

(3) 当面、第4条4号に基づいて、または一時的な処分として〔立替金が〕付与され、そのごに扶養額が(最終的に)確定されたときも、1項および2項の意味での立替金の変更と扱う。

(4)〔立替金付与の〕廃止(Innehaltung)については、第16条を準用する。

〔1項・2項は80年法による改正、3項は新設規定。3項を4項とし新3項を新設は2009年法によって改正〕

立替金〔付与〕の廃止(Einstellung)

第20条 (1)〔下記の場合にはいずれも〕立替金〔の付与〕を廃止することができる。

1. 子(第9条1項)の申立に基づいて、

2. 扶養債務者が弁済期限に達したすべての扶養料を支払い、かつ将来2ヵ月分の扶養料をそれと同時に支払った旨の、または子のために裁判所に寄託した(民1425条)旨を扶養債務者が証明したときは、扶養債務者の申立てに基づいて、

3. その他の扶養義務者が扶養債務者の扶養料を適法に全額給付した旨を、扶養義務者が証明したときは、その扶養義務者の申立てに基づいて、

4. 下記の場合には、申立てに基づいて、または職権に基づいて、〔立替金の付与を廃止することができる〕。

a 第3条2号の場合を除いて、立替金付与の要件が欠落するに至ったとき、

b 第7条1項に従って、立替金〔付与〕を完全に拒絶すべきとき、または

c 第4条4号の場合において、扶養料の確定を求める申立てが取り下げられるか、または扶養〔料についての〕和解が効力を失ったとき。

(2) 必要な場合には、廃止事由が発生した月まで遡及して、〔立替金付与の〕廃止を命ずることができる。廃止(Innehaltung)については、第16条を準用する。

〔2項第2文は、80年新設規定。1項4号のカンマなどの字句変更、およびcの新設は2003年法による改正規定〕

報告義務

第21条 子の、ないし子を世話と教育を行っている人の法定代理人、扶養料の受取人および扶養債務者は、扶養料を減額ないし停止する理由が発生したときから遅滞なく、〔その旨を〕裁判所に報告しなければならない。

旧21条：子の法定代理人、扶養債務者、および子を監護しかつ教育する者は、立替金を減額または廃止する事由が生じたときは、遅滞なくその旨を裁判所に報告しなければならない。

〔新21条は2009年法による規定〕

不当に支払われた立替金の償還

新第22条 (1) 法的手段により変更ないし廃止された決定、または立替金の減額ないし停止に基づいて、不当に支払われ、かつ第19条1項後段によらずに留め置かれた立替金については、子の法定代理人および子を世話と教育をしている人が、支払い金の受領者及び扶養債務者に対して、連帯して責任を負う、ただし、立替金の付与を意思表示において正しくない報告によって(第11条2項)、または報告義務(第21条)に違反して、故意ないし重大な過失によって、〔それを〕引き起こした人、または立替金を故意ないし重大な過失により、子の扶養のために費消した人のみが〔責任を負う〕。

(2) 不当に保持された立替金が1項によって取り戻すことができず、かつ子の扶養のために費消された限度で、子は、不当に保持された立

替金を返却しなければならない。

(3)〔旧2項に同じ〕

(4)〔旧3項に同じ〕

〔2009年法により旧2項・3項は新3項・新4項となり，新たに1項，2項が改正規定された〕

旧22条

(1) 立替金〔の付与〕が第19条1項最終文に基づいて支払いの停止がなされるのではなく，または子の扶養のために費消されたのではないかぎり，不服申立手続により変更ないし廃止された決定に基づいて，または立替金の減額ないし廃止〔決定〕に違反して不当に支払われた立替金は，子がこれを償還しなければならない。不当に付与された立替金を，子が償還しない場合には，子の法定代理人および子を監護し教育する者が，扶養債務者とともに，連帯して〔償還すべき〕責任を負う。(※) ただし，〔これにより責任を負うのは〕意思表示において不当な供述により（第11条2項），または報告義務違反により（第21条），故意または重大な過失により，立替金を付与させた者にかぎられる。

〔筆者註記。※の部分は，原文ではカンマである〕

(2) 賠償義務〔を履行すること〕によって，子に対する日常的扶養が危険ならしめられる範囲で，賠償の義務は存在しない。

(3) 立替金支払い後3年を経過すれば，賠償義務は消滅する。

〔旧規定は80年法による改正規定〕

第23条 扶養料立替金が減額または廃止され〔たが〕，第19条1項最終文に基づく支払いの停止がなされず，しかも，不当に付与された立替金の賠償を求める請求権が存在しない旨が文書（Aktenlage）により証明されないときは，職権により，立替金の減額または廃止に関する決定において，賠償をなすべき旨の宣告がなされなければならない。しからざる場合には，子の年齢いかんにかかわらず，監護裁判所長官の申立てに基いて，非訟手続で，不当に付与された立替金の賠償について決定しなければならない。

〔80年法による改正規定。後見裁判所裁判所

長官との語句の削除は2000年法による〕

料金

第24条 扶養料の，立替または追加立替についての決定のためには，扶養義務者は，認められた〔または〕さらに認められた月々の立替金額の総額を支払わなければならない，立替金の増額についての手続においては，法的に確定された，認められた月々の増加額の総額を支払わなければならない，上訴の手続においては，GGG〔裁判所費用法〕第12条aの定める料金に従って，総額を支払わなければならない。一括支払いを一時的に解放するための手続救助は，手数料について定めた手続が終了するまで，有効に申し立てることができる。その他に，立替金の付与，追加付与，変更，停止を求める手続の関係者は，その他の手数料および費用を支払う義務から解放される。

旧24条：立替金の，付与（Gewährung），付与期間の伸長（Weitergewährung）または増額に関する手続につき，扶養債務者は，確定的に付与された（〔または〕付与期間が伸長された）毎月の立替金額の2分の1の額の総括料金（Pauschalgebuehr）を負担しなければならない。(※) 立替金の増額が確定した場合には，上記総括料金は，月々の増額分の2分の1となる。その他の場合には，立替金の，付与，付与期間の伸長，変更，または廃止を求める手続の関与者（Beteiligte）は，料金および費用を支払うべき義務を免れる。〔下記の場合すなわち，〕その法的手段が，または少なくとも法的手段の一つが，一部のみでも成果がないままであるときは，一年分の支払いを求める者は，支払い義務がある；※これに対して，その者が，彼の要求により全てが認められたときは，料金支払い義務を免れる。裁判所費用法第3条を準用する。

〔筆者註記。80年法による改正規定。2文は，2015年法により追加改正された。※の部分は，原文ではゼミコロンである。なお，24条のまえ文を参照されたい〕。

補足（前文から）24条の1文の段では，「全年・一年全部の扶養債務者がそのような手続にお

いて法的手段を取ったときは、彼は、第二審では27,40オイロを、第3審では41,10オイロの総括料金を支払わなければならない。1文のあとに、上記の2文を続ける。

〔改正24条は2009年法による新設規定〕

非譲渡性

第25条 本法に基づく立替金〔の付与〕を求める請求権は、差押、担保供与（Verpfandung）または譲渡により、〔他の者に〕移転させることはできない。

〔25条は削除、1991年法による〕

立替金の償還

第26条 (1) 立替金（Betrag）が扶養義務者によって払い込まれた限度で、子は、第3条および第4条1号および4号に基づく立替金を償還しなければならない。

(2) 扶養債務者は、決定が自己に送達されたのちは、扶養料（Unterhaltsbeiträge）を地区行政官庁に支払わなければならない。

(3) 扶養料を給付すべき、扶養債務者の義務は、扶養料に基づいて立替金が付与されているかぎり、消滅時効にはかからない。

〔1項は80年法による改正、2項・3項は新設規定。1項の5号が2009年法で削除〕

第27条 (1) 地区行政官庁は、その債権に基づいてなんらの立替金も付与されていないかぎり、払い込まれた扶養料から、ついでまず第1に日常の扶養料を求める子の債権を、立替金付与の申立てをなす前6ヵ月以内に弁済期に達していた扶養料を求める子の債権を、〔順次〕満足させなければならない。

(2) 地区行政官庁は、地区行政官庁が給付した扶養金を、これにより立替金の償還を求める連邦の債権を満足しなければならない限度で、扶養債務者に対する一覧表（Aufstellung）を含めて、月々高等裁判所長官に移付しなければならない。付与された立替金が全額償還せられたとき、または地区行政官庁の法定代理が終了したときは、地区行政官庁は、最終清算書を作成し、これを高等裁判所長官に送付しなければならない。

(3) 地区行政官庁が立替られた扶養料を償還

させるべき義務を十分に履行していない、と高等裁判所長官が認めたときは、高等裁判所長官は、〔その旨を〕監護裁判所に報告しなければならない。

〔1項・2項は80年法による改正、3項は新設規定。〕

〔80年法による新設規定。3項での後見官庁の語句の削除は2003年法の改正。2009年法により、1項および3項で字句の修正があるが、1項で子の債権を、のあとの「ついて」の字句を削除し、3項の修正は訳語の上での修正の必要がない〕

第28条 (1) 扶養債務者が、その生活状況から判断して、付与せられた立替金の額までの扶養料を子に給付することができない旨を、扶養債務者が証明できないかぎり、扶養債務者は、第4条2号に基づく立替金を、高等裁判所を通じて直接連邦に償還しなければならない。

(2) 第4条2号に基づく立替金付与についての決定は、これを執行名義とみなす。執行の申立てがなされたさいには、高等裁判所長官は、強制執行すべき請求権の額を、第6条2項の数値に従って確定しなければならない；※立替金付与の期間中について存在する、扶養の給付に基づく執行名義は、そのかぎりでは消滅する。その額は、説明しなければならない。扶養料立替の期間の間に存続した、扶養給付を求める執行名義は、その限度で消滅する。

〔筆者註記。※の部分は、原文ではゼミコンである〕

(3) 償還義務に対する異議申立て（Einwendungen）は、子の年齢いかににかかわりなく、扶養債務者がもつばら後見裁判所または監護裁判所のもとに、これを主張しなければならない。後見裁判所または監護裁判所は、非訟手続でこれを判断する。

(4) 異議申立ての主張は、強制執行法第42条の意味での強制執行の延期事由とみなす；（※）強制執行裁判所第44条1項および2項は適用しない。異議申立ての認容が確定したときは、強制執行を廃止しなければならない。

〔筆者註記。※の部分は、原文ではゼミコンである〕

〔参考〕旧2項：第4条2号に基づく立替金付与についての決定は，これを執行名義とみなす。強制執行すべき請求権の額は，強制執行を許可した裁判所が，高等裁判所長官の説明に基づいて，これを確定しなければならない。立替金付与の期間中について存在する，扶養の給付に基づく執行名義は，そのかぎりで消滅する。

〔80年法による改正規定。3項での後見裁判所との語句の削除は2000年法による。新2項は2009年法による規定〕

第29条 (1) 高等裁判所長官が，扶養債務者の収入関係および財産関係よりして，その配慮義務を考慮し，さらに刑の執行の目的（刑罰執行法第20条1項）を顧慮すれば，公平の理由から必要と思われ，さらに損害賠償をなすについての，扶養債務者の経済力を害しないかぎり，扶養債務者は，第4条3号による立替金を，高等裁判所長官を通じて，直接連邦に償還しなければならない。

(2) 償還すべき義務については，子の年令いかにかわらず，高等裁判所の申立てに基づいて，監護裁判所が非訟手続で判断する。

〔80年法による改正規定。2項での後見裁判所との語句の削除は2000年法による〕

扶養料債権の連邦への移行

第30条 地区行政官庁による法定代理が消滅すると同時に，法律により，立替金〔付与〕が承認せられている期間につき，かついまだ償還を終えていない立替金の範囲内で，子の，未償還の扶養料債権は，連邦に移転する。扶養料は，付与せられた立替金の額に達するまで，高等裁判所長官に償還しなければならない。(※)ただし，給付された支払いが，債務を免除することはない。

〔筆者註記。※の部分は，原文ではゼミクロンである〕

連邦による取立て（Eintreibung）

第31条 (1) 扶養債務者が債務の消滅を生ぜしめる償還（schuldbefreiende Zahlungen）を履行しないかぎり，高等裁判所長官は，強制的に債権を取立てることができる。

(2) 地区行政官庁による法定代理が消滅する

と同時に，付与された立替金の額に達するまで，扶養債務者に対する係属中の，強制執行手続または破産手続，および第三債務者に対するその他の係属中の訴訟を，法律により，子に代わって連邦が承継する。

(3) 連邦と，扶養料債権が〔いまだ〕連邦に移行していないために子との双方が，同じ物件に強制執行をなしたときは，扶養料債権の満足については，第27条1項の順位による。

(4) 高等裁判所長官は，裁判手続において連邦を代表する財産管理人を選定することができる。

〔80年法による改正規定。筆者補注：2010年法において，2項で「和議手続」との字句が削除された〕

第31条a 扶養債務者の死亡と同時に，扶養債務者の，立替金が付与されていた扶養料を給付すべき義務，および立替金を連邦に償還すべき義務は，遺産の価額を限度として，〔扶養債務者の〕相続人の債務となる。ただし，この義務は，民法142条に従って扶養をなすべき義務に，順位が遅れる。

第32条 (1) 社会保険の負担者（Träger）および扶養債務者の雇い主は，高等裁判所長官を援助しなければならない，必要な場合には，青少年福祉法第3条5項および6項に定められた方法で，扶養債権の払い込みのさいには，財産管理人（Finanzprokurator）を援助しなければならない。

(2) 高等裁判所のためには——それが費用賠償請求に属する限度で——裁判手続において，地区行政官庁により代理された未成年者のためになされた費用の規定について，1969年5月22日付け連邦法（官報〔同年〕190号）による規則を，第1条3項を含めて準用する。

〔80年法による新設規定。2項が追加されたため1項（1）の文字を追加は1997年法による。1項での非訟事件手続法の条数は2003年法による改正〕

〔筆者註記：非訟事件手続法183条→非訟事件手続法102条1項および2項1文および2文，1997年法により，2項において準用との語句の前に，

第1条3項を含めて、と加える]

第33条 (1) 扶養債務者に対する連邦の請求権を実行することが、連邦に、または将来は直接子に扶養料を給付する、扶養債務者の経済力を害する場合において、分割払いを遅延したときは、なお残存する割賦金額をすべて即時に皆済する(期限利益の喪失との)権利を留保して、割賦払いでの支払い義務を履行することを、扶養債権者と合意することができる。これが充分できないときは、連邦に移行した扶養債権の履行は、最大限8年までこれを延期することができる。最終的救済策として、連邦の経済、過程、青少年大臣の同意を得て、債権の全部または一部が放棄されることがある。

(2) 扶養債務者は、前項に基づく支払い軽減請求権を有しない。

[1項1文は80年法による改正。1項での5年から8年への改正、大臣名の変更は2009年法による]

高等裁判所の土地管轄

第34条 本法にあげられる高等裁判所としては、監護裁判所がその管轄区域(Sprengel)内に存在する高等裁判所が管轄権を有する。

[後見裁判所との語句の削除は2003年法による改正]

第34条a (1) 扶養立替金の支払いと返還のために、および手続関与者への情報提供のために、高等裁判所長官と青少年福祉担当官との間で、機械的に判読可能な情報トレーガーを通じた、またはデータの遠隔処理の方法で、下記のデータを、連絡しあい、または直接データが入力されているかを確認することができる：

1. 事案の名称、
2. 役割・役職、名前、学術的資格、誕生日、誕生地、性別、国籍、職業、宛て先、社会保険番号、[銀行での]口座残高データ、および場合によっては、手続自動手続局が把握する手続関与者についての死亡に係わるデータ、
3. 前任者の名称、総額、および負担した立替金額、[銀行の]残高状況、残高の変動[状況]、支払い状況、放棄、過払いを含めた償却額、
4. 扶養立替に係わる手続が決定した日付、

(2) 1項に基づく連絡と入力の確認のために、有限会社・連邦計算センターを利用することができる。

(3) 青少年福祉官と監護裁判所は、本連邦法に従ったそれらの任務を遂行する目的のため、対象となる事案のデータの閲覧をすることができる、請求データおよび人的データ、さらに[これには]高等裁判所長官が使用できる、電磁化されたデータバンクに記録されている、支払い変動や返還変動のデータも含まれる、[上記のデータは、]技術的可能性の制約のもとで、かつ単純かつ効率的な管理と、第三者による濫用について、十分な保証を考慮したうえで認められる。

[本条は全文2009年法による新設規定]

第34条b (1) 本連邦法に基づく任務の履行に必要な範囲で、高等裁判所長官は、とくに扶養手続、破産手続、[子の]遺棄に係わる扶養債務者について、手続自動手続局で補完されるデータの入力状況を確認する権限を有する。

(2) 1項に規定される入力状況のデータについて、青少年福祉官には、裁判所乃名称、整理番号、手続に関与した青少年福祉官の名称、[などを]機械的に判読可能な情報トレーガーを通じた、またはデータの遠隔処理の方法で、青少年福祉官に、準備させることができる。

(3) 2項に基づく確認を送達するために、有限会社・連邦計算センターを利用することができる。

[本条は全文2009年法による新設規定]

第35条 本連邦法は、1976年11月1日から施行する。

[筆者註記。前述解説に述べたように、1977年法第403号親子法改正法により改正をうけたが、これによる改正部分は、1980年法第278号により全面改正されている。vgl. Ent/Hopf, Unterhaltsvorschuß gesetz. Ergänzungsband Wien, Manz-Verlag. 1980. S.3. 後者の連邦法は、80年7月1日より施行されている]

施行および経過規定

[上記のタイトルは2009年法による]

第36条 (1) 本法の施行は、連邦司法大臣が

行う。(※) 連邦司法大臣は，第17条1項および第33条の施行にさいして連邦財務大臣と協同して行わなければならない。

〔筆者註記。※の部分は，原文ではゼミコロンである〕

(2) 旧規定のママ

〔旧規定の邦訳は省略する〕

1. 章名の変更：経済，家族，青少年のための連邦省，

2. 章名の変更：労働，社会および消費者のための連邦省。

〔章名の変更は2009年法による〕

施行規則を定める。比較法上の意義を考慮し，最新の2015年改正についてのみを示すに留める。

第37条

(1) から (12) 項は，2009年法についての施行に関する規定である。

(13) 2015年改正規定が，2016年1月1日から施行される旨を規定する。

(2018・1・26，脱稿)

